

社会福祉法人今金福社会 役員等報酬及び費用弁償規程

平成 29 年 3 月 23 日規程第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人今金福社会の役員等に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。

(業務の種類)

第 3 条 報酬及び費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 評議員選任・解任委員会への出席
- (3) 監事による定期又は、臨時監査、決算監査
- (4) 苦情解決委員会への出席
- (5) 行政機関による指導監査等の立会
- (6) 法人運営及び施設運営に関する業務
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

(報 酬)

第 4 条 法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償の種類)

第 5 条 費用弁償は、会議または法人業務のため旅行するときは住所地又は勤務地から用務地まで順路により費用を弁償する。ただし、役員等が職員である場合は支給しない。

2 費用弁償は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表に定めるところによる。

3 会議に参集したときは、その日数に応じ別表に定める日当を支給する。

(支給方法)

第 6 条 費用弁償の支払い方法は、この規程に定めるものの外、職員の旅費規程の例による。ただし日当はその旅程にかかわらずその全額を支給する。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を要する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日規程第 1 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（社会福祉法人今金福社会費用弁償額支給規程の廃止）

2 社会福祉法人今金福社会費用弁償額支給規程（平成 18 年規程第 3 号）は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表（第 5 条関係）

区分 職種	車 賃 (1 kmにつき)		日 当 (1 日につき)			宿 泊 料 (1 夜につき)			航空賃
	町 内 円	町 外 円	町 内 円	町 外 円	道 外 円	町 内 円	町 外 円	道 外 円	
理事長	37		4,500	4,500	5,400	6,250	9,800	10,900	実 費
理 事 監 事 評議員 その他 委 員	乗合自動車運行 区間はその実費		4,000	4,000	4,800	6,250	9,800	10,900	